

## 「木の家をたてて、森を守ろう、ぎふの木のおうち」すごろくマット貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県産材の普及啓発を目的として、親子で遊びながら「ぎふの木」や森林について学ぶため、「木の家をたてて、森を守ろう、ぎふの木のおうち」すごろくマット一式（以下「すごろくマット等」という。）の貸し出しに関する必要な事項を定める。

### (貸出対象)

第2条 「ぎふの木」や森林に関する学習や啓発を行う団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業又は団体は、すごろくマット等の貸し出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする事業又は団体
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とする事業又は団体
- (3) その他、県産材流通課長が不相当と認める事業又は団体

### (貸出)

第3条 すごろくマット等を借り受けようとする団体（以下、「使用者」という。）は、貸出期間の初日の30日前までに、「木の家をたてて、森を守ろう、ぎふの木のおうち」すごろくマット貸出申込書（別記様式）を県産材流通課長に提出し、その承認を得なければならない。

2 県産材流通課長は使用者の申請内容について適当と認めたときは、貸し出しを承認する。なお、申請者が複数となった場合は先着順とする。

### (貸出期間及び返却等)

第4条 すごろくマット等の貸出期間は原則14日以内とする。ただし、県産材流通課長が必要と認めた場合は、この限りでない。また、すごろくマット等は、県産材流通課が指定した場所で受け取り、すごろく等の使用が終わったときは、使用者は借受前の原状に復して、速やかに返却しなければならない。

### (使用料)

第5条 すごろくマット等の貸し出しに係る使用料は、無料とする。

### (管理責任)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、すごろくマット等の破損、又は紛失等の内容に管理し、破損、又は紛失等があった場合には速やかにその旨を県産材流通課に届け出なければならない。
- (2) すごろくマット等を第三者に転貸・譲渡してはならない。
- (3) すごろくマット等の使用にあたっては、必ず靴を脱いだ状態で使用すること。
- (4) 借用時と返却時には、すごろくマット等の状態について県産材流通課職員による確認を受けなければならない。

(事故の発生責任)

第7条 すごろくマット等の使用により生じた事故等については、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県産材流通課長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年12月3日より施行する。

別記様式（第3条関係）

「木の家をたてて、森を守ろう、ぎふの木のおうち」すごろくマット貸出申込書

年 月 日

岐阜県林政部県産材流通課長 様

(申請者) 住所  
団体名  
代表者氏名

すごろく等の借受・使用について、「木の家をたてて、森を守ろう、ぎふの木のおうち」すごろくマット貸出要領の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

使用目的 (催事の名称)			
使用場所			
貸出期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
※貸出期間が 14 日を超える場合はその理由			
担当者氏名		連絡先	TEL・FAX : E-mail :

別記様式（第3条の2関係）

年 月 日

様

岐阜県林政部県産材流通課長

「木の家をたてて、森を守ろう、ぎふの木のおうち」すごろくマットの  
貸出承認について

年 月 日付けでありました標記申請については、これを承認します。

なお、使用にあたっては、「木の家をたてて、森を守ろう、ぎふの木のおうち」すごろくマット貸出  
要領における記載事項を遵守してください。